2026 年 11 月 19 日決定
マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2027 年度-2029 年度）

IO.1　マネロン・テロ資金供与・拡散金融に係るリスクの認識・協調				
	項目	**行動内容**	**期限**	**担当府省庁等**
(1)	政府一体となった推進体制の強化	マネー・ローンダリング（以下マネロンとする）、テロ資金供与及び拡散金融に係るリスクの変化に的確に対応するため、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議を中核として、関係省庁が一体となった取組を推進する。	継続実施	警察庁、財務省、金融庁、法務省、外務省、その他関係省庁
(2)	「基本方針」等の継続的な見直し	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針及び本行動計画の進捗状況を政策会議でフォローアップし、業界団体や有識者の意見を参考にしつつ、必要に応じ基本方針を更新する。	継続実施	警察庁、財務省、金融庁、法務省、外務省、その他関係省庁
		我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化の進捗状況を的確に把握するため、FATF 基準も踏まえ、適切な統計データ・事例等を継続的に把握する。	継続実施	警察庁、財務省、金融庁、法務省、外務省、その他関係省庁
(3)	リスク評価及び政策立案機能の強化	国内外の情勢変化、新たな犯罪手法及び技術革新等を踏まえ、リスク評価を継続的に実施するとともに、その結果を政策立案、監督及び法執行に反映する。あわせて、『犯罪収益移転危険度調査書』及び『拡散金融リスク評価書』を適時更新し、関係事業者によるリスクベース・アプローチの実践に活用する。	継続実施	警察庁、財務省、金融庁、法務省、外務省、その他関係省庁
		リスク評価書の更新に当たっては、関係省庁に加え、民間事業者、業界団体及び有識者との継続的な意見交換等を通じて、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクに関する情報及び知見を幅広く収集し分析する。 その結果を政策立案、監督及び法執行に反映し、リスクベース・アプローチの更なる高度化を図る。	継続実施	警察庁、財務省、金融庁、法務省、外務省、その他関係省庁
(4)	官民連携の更なる	金融機関、DNFBPs、NPO その他の民間事業者との官民パートナーシップ	継続実施	警察庁、財務省、金融庁、

	強化	を強化し、脅威情報、リスク情報及び手口に関する情報共有を推進する。また、官民が有する知見やデータを活用し、リスク分析及び対策の高度化を図るとともに、新たな脅威及びリスクに関する共通認識の醸成を図る。これらを通じてマネロン、テロ資金供与及び拡散金融対策の実効性を強化する。		法務省、外務省、その他DNFBPs、NPO 関係省庁
IO.２　国際協力				
	項目	**行動内容**	**期限**	**担当府省庁等**
(1)	国際機関等との連携強化	FATF、APG 等の国際枠組みの活動支援等を通じ、国際的なマネロン等対策に係る基準策定・実施に貢献するとともに、インターポール（ICPO）、エグモント・グループ等の国際機関等との多国間の連携強化に取り組む。これらを通じ、世界的な金融犯罪対策や国際的な知見の国内への情報還元等を図り、国内のマネロン等対策の実効性向上につなげる。	継続実施	警察庁、財務省、外務省、法務省
(2)	国際捜査協力の強化	国境を越えたマネロン、詐欺その他の犯罪を含め、証拠や被疑者が海外に所在する場合は、国際捜査共助及び逃亡犯罪人引渡を積極的に活用する。また、検察庁、警察等の関係機関において、国際業務に従事する職員への研修等を通じて手続に対する理解を深めるとともに、外国当局との連携強化及び国際協力の実効性向上に取り組む。	継続実施	法務省、警察庁
(3)	外国当局との情報共有及び協力の強化	JAFIC による外国 FIU との情報交換、警察によるインターポール（ICPO）を通じた協力その他の外国当局との情報共有を推進し、国際的なマネロン、テロ資金供与及び拡散金融リスクの把握並びに事犯の解明を強化する。また、国際協力を通じて得られた知見及び情報を国内のリスク分析及び政策立案に活用する。	継続実施	警察庁、外務省
		外国当局から要請された口座凍結に対し、適切な対応を推進するとともに、必要に応じ、我が国から外国当局に対して口座凍結等を要請するなど、双方向の国際協力を推進する。	継続実施	警察庁、外務省

		監督当局等による他国のカウンターパートとのマネロン・テロ資金供与等に関する情報交換について、公式・非公式なチャネルを通じて監督上の協力態勢を構築・発展させ、継続的かつ効果的に実施する。	継続実施	金融庁、その他特定事業者監督官庁
IO.３　金融機関・VASPs の監督・予防措置				
	項目	**行動内容**	**期限**	**担当府省庁等**
(1)	金融機関等におけるリスクベース・アプローチ及びリスク管理態勢の高度化	マネロン等対策の重要性等の周知徹底に加え、国のリスク評価を踏まえた検査・監督を実施することにより、金融機関・暗号資産交換業者等のリスク認識及びリスク管理態勢の更なる向上を図る。また、金融包摂を阻害しないよう留意しつつ、リスクに応じた実効的かつ比例的なリスク低減措置を促進する。	継続実施	金融庁、その他金融機関監督官庁
		マネロン､テロ資金供与及び拡散金融を取り巻くリスク環境の変化やFATF基準の改訂等を踏まえ、ガイドライン等の継続的な見直しを行い、金融機関等によるリスクに応じた実効的かつ比例的なリスク低減措置の実施を促進する。	継続実施	金融庁、その他金融機関監督官庁
(2)	監督当局によるリスクベースの検査・監督の高度化	FATF 基準及び国内外のリスク動向を踏まえ、金融機関等に対するリスクベースの検査・監督を実施するとともに、継続的なモニタリングを通じてリスク管理態勢の高度化を促す。また、監督当局間におけるノウハウの共有や共同研修等を通じて、監督の実効性向上を図る。	継続実施	金融庁、その他金融機関監督官庁
		金融機関等におけるリスク管理態勢の改善及び実効的なリスク低減措置の実施を促進するため、必要に応じて効果的かつ抑止力のある監督上の措置を講じる。	継続実施	金融庁、その他金融機関監督官庁
		暗号資産その他の金融新技術を活用した商品・サービスに係るリスクを適時的確に把握し、金融機関等が適切にリスクを認識し、リスク低減措置を講じるよう促す。	継続実施	金融庁、その他金融機関監督官庁

		FATF 勧告 16（クロスボーダー送金の透明性）の改訂を踏まえ、国内の法制度及び実務を勘案しつつ、必要な対応を官民連携して検討し、所要の措置を講じる。	令和 9 年度末	金融庁、財務省、その他関係省庁
(3)	金融機関間の情報共有等の強化	監督官庁は、預金取扱金融機関に対し、不正利用口座の情報を金融機関間で共有する枠組みへの参加を促し、当該枠組みの実効性確保及び定着を図る。	継続実施	金融庁、警察庁
IO.4　DNFBPs の監督・予防措置				
	項目	**行動内容**	**期限**	**担当府省庁等**
(1)	DNFBPs におけるリスクベース・アプローチ及びリスク管理態勢の高度化	マネロン等対策の重要性等の周知徹底に加え、FATF 基準の改訂及び国内外のリスク動向の変化を踏まえたガイドライン等の継続的な見直しを通じて、DNFBPs のリスク認識及びリスク管理態勢の更なる向上を図るとともに、リスクに応じた実効的かつ比例的なリスク低減措置及び継続的顧客管理の実施を促進する。	継続実施	警察庁、財務省、DNFBPs 監督官庁
(2)	監督当局によるリスクベースの検査・監督の高度化	FATF 基準及び国内外のリスク動向を踏まえ、DNFBPs に対するリスクベースの検査・監督を実施するとともに、継続的なモニタリングを通じてリスク管理態勢の高度化を促す。また、監督当局間におけるノウハウの共有を通じて、監督の実効性向上を図る。	令和 9 年度末	警察庁、財務省、DNFBPs 監督官庁
		DNFBPs 監督官庁は、所管する DNFBPs に対し、自らの業務に係るリスク評価や当該評価に基づく実効的かつ比例的なリスク低減措置及び適切な継続的顧客管理を含む予防措置の実施・定着を促す。	令和 9 年度末	警察庁、財務省、DNFBPs 監督官庁
		監督官庁は、所管する DNFBPs のリスク評価を継続的に実施・活用するとともに、各業種の実情を踏まえ、ガイドライン等の充実・周知を図る。	令和 9 年度末	警察庁、財務省、DNFBPs 監督官庁
		監督官庁は、各業態の実情及びリスク特性を踏まえたモニタリング方針を策定し、リスクベースによる検査・監督の実効性向上を図る。	令和 9 年度末	警察庁、財務省、DNFBPs 監督官庁
		監督官庁は、DNFBPs への犯罪者等の参入・関与を防止するため、業態ご	令和 9 年度末	警察庁、財務省、DNFBPs

		との実情に応じた措置を通じて、FATF の要請に基づく市場参入管理の実効性を確保する。		監督官庁
(3)	疑わしい取引の届出の推進強化及び向上	疑わしい取引の届出の実効性を高めるため、各監督官庁は警察庁と連携し、特にリスクが高いと認められる業種を対象として、疑わしい取引の参考事例の作成・更新及びそれらを通じたアウトリーチを実施する。これにより DNFBPs の理解を深め、疑わしい取引の適時・適切な届出の実現及び質・件数の向上につなげる。	継続実施	警察庁、財務省、DNFBPs 監督官庁
IO.５　法人等の悪用防止				
	項目	**行動内容**	**期限**	**担当府省庁等**
(1)	法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する制度の円滑な運用	法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する制度を円滑かつ実効的に運用するため、関係省庁が、関係省庁、業界団体、特定事業者と連携して、制度の周知及び届出の促進を図る。さらに、権限ある当局が実質的支配者情報を適時に閲覧することができる運用を整備する。	令和 9 年度末	警察庁、財務省、金融庁、法務省、内閣官房（法人等の実質的支配者（ＢＯ）情報関係制度準備室）
		関係省庁は、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する制度の運用状況を継続的に検証し、改善を図る。	令和 9 年度末	警察庁、財務省、金融庁、法務省、内閣官房（法人等の実質的支配者（ＢＯ）情報関係制度準備室）
(2)	信託関係当事者に係る情報の把握等に関する制度の円滑な運用	信託関係当事者に係る情報の把握等に関する制度を円滑かつ実効的に運用するため、リスクや実務上の実態を踏まえた対応を進めるとともに、信託関係者に対する周知及びアウトリーチを実施し、受託者等による義務の履行を促進する。	令和 9 年度末	警察庁、法務省、金融庁、内閣府、内閣官房（法人等の実質的支配者（ＢＯ）情報関係制度準備室）
IO.６　特定金融情報の活用				
	項目	**行動内容**	**期限**	**担当府省庁等**
(1)	金融インテリジェンス分析の高度化	JAFIC は、疑わしい取引の届出その他の情報について、AI 技術を活用するとともに、捜査機関等と定期的に意見交換会を実施し、分析の着眼点など	継続実施	警察庁

		共有することで、分析の高度化を図る。		
(2)	関係機関及び官民との連携強化	JAFIC は、捜査機関、監督当局及び民間事業者との情報共有及び意見交換を充実させ、得た情報を分析に活用する。さらにそれらの情報を活用したマネロン等の傾向・手口に関する分析結果を民間事業者にフィードバックすることで、疑わしい取引の届出の質及び検知能力の向上並びにマネロン等対策の実効性向上を図る。	継続実施	警察庁、捜査・インテリジェンス機関、特定事業者監督官庁
IO.７　資金洗浄の捜査・訴追・制裁				
	項目	**行動内容**	**期限**	**担当府省庁等**
(1)	リスクに応じたマネロン事案の捜査・訴追	国のリスク評価において高リスクと評価された前提犯罪について、匿名・流動型犯罪グループによる詐欺や東南アジアを拠点とする詐欺等に関連する重大・複雑なマネロン事案（外国において前提犯罪が行われた場合を含む。）の捜査・訴追を推進する。また、犯罪収益の追跡及び資金の流れの解明を進めるとともに、各種通達や研修を通じて関係省庁が連携して捜査・訴追の高度化に取り組む。	継続実施	法務省、警察庁
(2)	効果的で均衡のとれた抑止力のある量刑の確保	マネロンをめぐる国際情勢を踏まえつつ、マネロン罪について十分に抑止的な科刑の実現に向けた求刑の在り方等について検討を行うとともに、悪質な事案に対し、事案に応じた適正な求刑がなされるよう、各種通達や研修等を通じて取り組む。	継続実施	法務省
		マネロン等事案に係る統計データ、判決及び事例の集積・分析を進め、その結果を捜査・訴追実務に反映することにより、事案の悪質性及びリスクに応じた効果的で均衡のとれた抑止力のある量刑の確保を図る。	継続実施	法務省
IO.８　犯罪収益の没収				
	項目	**行動内容**	**期限**	**担当府省庁等**
(1)	捜査・没収の執行	犯罪者に犯罪収益を保持させないよう、関係省庁間で現行法制度の課題を検討し、リスクが高い分野の犯罪収益追跡捜査、保全措置及び没収・追徴	継続実施	法務省、警察庁、財務省、厚生労働省

		の執行の実効性向上に取り組む。		
		金地金の密輸・マネロン等に関連する現金等の不正な国外流出及び国内流入を防止するため、これらの物品の国境における差し止め、輸出入情報の警察庁への共有を含む関係省庁間での迅速な情報共有及び官民連携による対策強化を進めることで、取締り等の実効性を向上する。また、新たな手法にも対応した取締手法等の充実を図り、税関と関係機関が協力して国境での取締り体制の強化に取り組み、取締りの実効性向上を図る。	継続実施	財務省、警察庁、海上保安庁
(2)	適切な口座凍結検討依頼の実施	預貯金口座や暗号資産取引口座に関して、迅速かつ確実な凍結検討依頼を行う。また、口座の不正利用に係る情報の共有・早期連携に関する官民連携の拡大を図る。	継続実施	警察庁、金融庁
(3)	財産回復に係る勧告 4 及び 38 の改訂対応	犯罪収益の早期の保全（取引の停止・同意保留に相当する措置を含む）の在り方について、政府内で諸外国の制度調査等の結果も活用して検討し、制度・運用の整備を含め、必要に応じ措置を講じる。	令和 9 年度末	法務省、警察庁、財務省
		有罪判決なき没収等について、諸外国の制度に関する調査結果を活用し、日本における対応の在り方について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講じる。	令和 9 年度末	法務省、警察庁、財務省
		押収・保全された財産の適切な管理及び処分（被害者への返還を含む）に係る体制の在り方について検討する。また、被害者の実効的な救済に向けた制度の在り方も検討する。	令和 9 年度末	法務省、警察庁、財務省、金融庁
IO.9　テロ資金の捜査・訴追・制裁				
	項目	**行動内容**	**期限**	**担当府省庁等**
(1)	インテリジェンスを活用したテロ資金供与対策の強化	テロ資金供与に係るリスクの把握及び事犯の解明に資するよう、情報・捜査機関との連携を強化し、テロ資金供与に係る情報の収集・共有・分析を推進するとともに、金融インテリジェンスその他の関連情報を諸対策に活用する。また、刑事手続の電子化の推進に係る法改正の施行を踏まえ、テ	令和 9 年度末	法務省、警察庁

		ロ資金等提供罪への捜査や訴追における電子化された手続の的確な運用を図る。		
(2)	テロ資金等提供罪の捜査・訴追	重大複雑なテロ資金供与の更なる捜査・訴追のため、各種通達に基づいて、関係省庁が連携し、態勢整備も含め捜査・訴追の執行を強化する。	継続実施	法務省、警察庁、その他関係省庁
IO.10　テロ資金の凍結・NPO の悪用防止				
	項目	**行動内容**	**期限**	**担当府省庁等**
(1)	対象を特定した金融制裁の実効性向上	迅速な制裁対象者情報の通知及び関係省庁間の連携を強化するとともに、各監督官庁が事業者の業態及び取引実態に応じて資産凍結措置の実施状況をモニタリングすることにより、対象を特定した金融制裁の遅滞なき実施及び実効性の向上を図る。	令和 9 年度末	外務省、財務省、経済産業省、警察庁、その他関係省庁
(2)	特定事業者による制裁措置の履行の確保	外為法及び国際テロリスト等財産凍結法で対応すべき事項及びその具体的な対応方法について、特定事業者監督官庁において、ガイダンス、参考事例及びアウトリーチを通じて特定事業者への周知を図りリスク理解の向上につなげるとともに、制裁対象者の検知及び資産凍結措置の適切な履行能力の向上を促進する。	令和 9 年度末	特定事業者監督官庁、財務省、警察庁
(3)	テロ資金供与対策に係る検査・監督の強化	外国為替取引等取扱業者による対象を特定した金融制裁の履行状況及び迂回・潜脱リスクへの対応状況について、経済制裁の迂回・潜脱等の検知を含め、リスクベースでの検査監督を強化する。	令和 9 年度末	財務省
(4)	NPO に対するリスクベースのアウトリーチ及び悪用防止	NPO がテロ資金供与に悪用されるリスクに対応するため、関係省庁は、所管する NPO のリスク及び活動実態を踏まえ、リスクベースのアウトリーチ、情報提供及びモニタリングを実施する。また、NPO との意見交換・アウトリーチを通じてリスクに関する理解の向上を図り、その正当な活動を阻害することなく、適切なリスク低減措置の実施を促進する。	継続実施	内閣府、文部科学省、厚生労働省、外務省、警察庁、財務省
IO.11　大量破壊兵器の拡散金融				
	項目	**行動内容**	**期限**	**担当府省庁等**

(1)	拡散金融に係る制裁措置の実効性向上	迅速な制裁対象者情報の通知や制裁回避・潜脱手法に係る情報共有等を通じて、関係省庁及び特定事業者との連携を強化するとともに、特定事業者監督官庁において資産凍結措置の履行状況をモニタリングすることにより、遅滞なき資産凍結等の実効性向上を図る。	令和９年度末	外務省、財務省、経済産業省、警察庁、特定事業者監督官庁
(2)	特定事業者による拡散金融対策の履行の確保	拡散金融リスク評価書の活用やアウトリーチを通じて、外為法及び国際テロリスト等財産凍結法で対応すべき事項並びに具体的な対応方法について、特定事業者監督官庁において特定事業者への周知を図るとともに、制裁回避・潜脱リスクに対する理解を深め、リスクに応じた管理態勢及びリスク低減措置の実施を促進する。	令和９年度末	特定事業者監督官庁、財務省、警察庁
(3)	拡散金融に係る検査・監督の強化	外国為替取引等取扱業者による拡散金融対策の態勢整備状況及びリスクに応じた対応状況について、経済制裁の迂回・潜脱等の検知を含め、リスクベースでの検査監督を強化する。	令和９年度末	財務省